



一般社団法人札幌 YWCA と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 140110 号)

一般社団法人札幌 YWCA と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

一般社団法人札幌 YWCA は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

令和 8 年 4 月 9 日
(当初締結日：平成 27 年 3 月 2 日)

一般社団法人札幌 YWCA
代表理事

札幌市
市長

栗城 みはる

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 安全な食材にこだわって、手作りのお菓子を提供しています。
- 原材料、保存方法等の一括表示、アレルギー物質や賞味期限について、適正に表示しています。
- 店舗内の清掃、整理整頓を行い、清潔を保ちます。
- 毎月 1 回のミーティングを行い、ルールの確認と食品衛生の意識向上に努めています。